

泉佐野市スズメバチ駆除処理等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチの巣を駆除処理することにより、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(駆除処理対象)

第3条 駆除処理対象は、市内において建物、樹木等（以下「建物等」という。）にスズメバチが営巣したもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅の敷地内
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合

(駆除処理対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、駆除対象としない。

- (1) 共同住宅
- (2) 販売、賃貸等営利を目的として設置された住宅（賃貸住宅等）の敷地内
- (3) 公共の建物等
- (4) 事業用の建物等
- (5) 駆除処理に際して建物等を損傷し、若しくは破壊するおそれがある場合（土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、当該建物等を損傷し、又は破壊すること及びその復旧にかかる費用の請求を行わないことに同意した場合を除く。）
- (6) 駆除処理作業に危険を伴うおそれのある場所
- (7) 空き家及び空き地（周辺住民の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがあると市長が認める場合は市が駆除を行うことができる。）
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

(駆除の申し出)

第5条 スズメバチの巣の駆除処理を申し出ることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において、スズメバチが営巣した建物又は土地の所有者等

(2) 前号の所有者等の特定が困難な場合において、当該スズメバチにより危害が及ぶおそれのある者

2 スズメバチの巣の駆除処理を希望する者は、市長に申し出るものとする。

(受付及び指示)

第6条 市長は、前条の規定による申し出を受けたときは、スズメバチの巣の駆除を委託した業者（以下「駆除業者」という。）に対し指示書により調査及び駆除（以下「駆除処理等」という。）を指示するものとする。

(費用)

第7条 駆除処理等にかかる費用は、市が負担する。ただし、駆除処理等以外の費用が発生する場合は、協議の上定めるものとする。

(報告)

第8条 駆除業者は、必要な書類を添付し、駆除処理等の結果を市長に報告しなければならない。

(確認及び支払い)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、駆除業者に請求書を提出させ、その支払い事務を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。